# 生徒手帳

２０２６

法政大学国際高等学校

# 目　　次

※項目名にページへのリンクを挿入しています


日本国憲法（抄）…… 1
ミッションステートメント…… 4
校　　歌…… 4
学　則（抄）…… 5
教育課程表…… 7
試験心得…… １０
欠講の時の課題について…… １１
遅刻・早退・欠課についての規定…… １１
服装規定…… １２
日常生活の諸注意…… １２
届出規定…… １３
学校において予防すべき感染症罹患時の出席停止について…… １４
通学途中の安全について…… ２１
休暇中の旅行とアルバイトについて…… ２１
図書視聴覚室の利用について…… ２３
事務室の利用について…… ２４
保健室の利用について…… ２５
生徒会会則…… ２６
生徒会選挙規則…… ３１
生徒会文化部・体育部一覧…… ３４
生徒会組織一覧…… ３４
同窓会規約…… ３５
自然災害により交通機関が不通になった場合の措置について…… ３７
大規模地震予知情報「警戒宣言」が発令された場合の措置について… ３８
クラブ活動についてのきまりと要望…… ３９
法政大学一覧…… ４４

目次へ

# 日本国憲法（抄）

日本国民は，正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し，われらとわれらの子孫のために，諸国民との協和による成果と，わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し，政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることがないようにすることを決意し，ここに主権が国民に存することを宣言し，この憲法を確定する。そもそも国政は，国民の厳粛な信託によるものであって，その権威は国民に由来し，その権力は国民の代表者がこれを行使し，その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり，この憲法は，かかる原理に基くものである。われらは，これに反する一切の憲法，法令及び詔勅を排除する。

日本国民は，恒久の平和を念願し，人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって，平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは，平和を維持し，専制と隷従，圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において，名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは，全世界の国民が，ひとしく恐怖と欠乏から免かれ，平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは，いづれの国家も，自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって，政治道徳の法則は，普遍的なものであり，この法則に従うことは，自国の主権を維持し，他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は，国家の名誉にかけ，全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

**第１章　天　　皇（省略）**

**第２章　戦争の放棄**

第９条　〔戦争の放棄，戦力及び交戦権の否認〕日本国民は，正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に

希求し，国権の発動たる戦争と，武力による威嚇又は武力の行使は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを放棄する。

②　前項の目的を達するため，陸海空軍その他の戦力は，これを保持しない。国の交戦権は，これを認めない。

**第３章　国民の権利及び義務**

第 11 条　〔基本的人権の享有〕国民は，すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条　〔自由及び権利の保持の責任と濫用の禁止〕この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民の不断の努力によって，これを保持しなければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであって，常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条　〔個人の尊重，国政の限界〕すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の

国政の上で，最大の尊重を必要とする。

第 14 条　〔法の下の平等，貴族制度の禁止，栄典〕すべての国民は，法の下に平等であって，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的経済的，又は社会的関係において，差別されない。

②　華族その他の貴族の制度はこれを認めない。

③　栄誉，勲章その他の栄典の授与はいかなる特権も伴はない。栄典の授与は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。

第 15 条　〔公務員選定及び罷免の権，公務員の本質，普通選挙の保障，投票の秘密の保障〕公務員を選定し及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。

②　すべて公務員は，全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。

③　公務員の選挙については，成年者による普通選挙を保障する。

④　すべて選挙における投票の秘密は，これを侵してはならない。選挙人は，その選択に関し公的にも私的にも責任は問はれない。

第 16 条　〔請願権〕何人も損害の救済，公務員の罷免，法律，命令又は規則の制定廃止又は改正その他の事項に関し，平穏に請願する権利を有し，何人も，かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 18 条　〔奴隷的拘束及び苦役に服させられない自由〕何人も，いかなる奴隷的拘束も受けない。又，犯罪に因る処罰の場合を除いては，その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条　〔思想及び良心の自由〕思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。

第 21 条　〔集会・結社・表現の自由，通信の秘密〕集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。

②　検閲は，これをしてはならない。通信の秘密は，これを侵してはならない。

第 22 条　〔居住・移転及び職業選択の自由，外国移住及び国籍離脱の自由〕何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条　〔学問の自由〕学問の自由はこれを保障する。

第 24 条　〔家族生活関係における個人の尊厳と両性の平等〕婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。

②　配偶者の選択，財産権，相続，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。

第 25 条　〔生存権，国の社会保障等の義務〕すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条　〔教育を受ける権利，保護者の教育義務〕すべて国民は，法律の定めるところに

より，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は，これを無償とする。

第 27 条 〔勤労の権利義務，勤労条件の基準，児童酷使の禁止〕すべて国民は，勤労の権利を有し，義務を負ふ。

② 賃金，就業時間，休息その他の勤労条件に関する基準は，法律でこれを定める。

③ 児童は，これを酷使してはならない。

第 28 条 〔勤労者の団結権・団体交渉権〕勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は，これを保障する。

**第 4 章 国 会（省略）**

**第 5 章 内 閣（省略）**

**第 6 章 司 法（省略）**

**第 7 章 財 政（省略）**

**第 8 章 地方自治（省略）**

**第 9 章 改 正**

第 96 条 〔憲法改正の手続及交付〕此の憲法の改正は，各議員の総議員の三分の二以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票においてその過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは，天皇は，国民の名で，この憲法と一体を成すものとして，直ちにこれを公布する。

**第 10 章 最高法規**

第 97 条 〔基本的人権の本質と由来〕この憲法が日本国民に保障する基本的人権は，人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって，これらの権利は，過去幾多の試練に堪え，現在及び将来の国民に対し，侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

目次へ

# 法政大学国際高等学校

## ミッションステートメント

法政大学国際高等学校は，「自立，探究，共生」を柱に，あらゆる人々への共感に基づく健全な批判精神を持ち，地球社会のさまざまな課題と向き合い，異質な他者とも協同してその解決に貢献する，世界のどこにあっても生き抜く自立した個，グローバルシチズン（地球市民）を輩出することを使命とする。

本校はここに集うすべての者が一個の「学習者」として，主体的に学び，考え，行動する，真に自由な思考と行動を貫きとおす自立した存在であることを求める。

また本校は自由と民主主義を標榜し，対話に価値をおく。自他の尊厳を尊重し，論理的に考えること，そして協力して問題を解決する態度を提唱する。

## 校　　歌

作詞　佐藤春夫
作曲　近衛秀麿

（1）

若きわれらが命のかぎり
ここに捧げて（ああ）愛する母校
見はるかす窓（の）富士が峯の雪
蛍集めむ門の外濠
よき師よき友つどひ結べり
法政 おお わが母校
法政 おお わが母校

（2）

若きわれらが命のかぎり
ここに捧げて（ああ）愛する母校
われひと共にみとめたらずや
進取の気象質実の風
青年日本の代表者
法政 おお わが母校
法政 おお わが母校

目次へ

# 法政大学国際高等学校学則（抄）

**第１章　総則**

第１条　本校は，教育基本法の精神に則り，民主的・平和的な国家・社会の形成者としての教養を高め，心身ともに健康で，個性豊かな人間を育成することを目的とする。

**第３章　修業年限，学年，学期及び休業日等**

第５条　本校の修業年限は，３年とする。

第６条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

**第４章　入学，退学，転学及び休学等**

第１４条　他の高等学校から本校に転学を希望する者があるときは，教育上支障がない場合、選考のうえ，転学を認めることがある。

２　本校の生徒が他の高等学校へ転学を希望するときは，保護者は所定の書類にその事由を記し，願い出て許可を受けなければならない。

第１５条　本校の生徒が退学を希望したときは，保護者は，所定の書類にその事由を記し，願い出て許可を受けなければならない。

第１７条　本校の生徒が病気その他やむを得ない事由により６カ月以上継続して欠席するときは，保護者は所定の書類にその事由を記し，医師の診断書等を添え願い出て，休学の許可を受けなければならない。

第１８条　前条の規定により，休学中の者が復学しようとするときは，保護者は所定の書類にその事由を記し，病気の場合は医師の診断書を添え願い出て許可を受けなければならない。

第１９条　校長は，本校の生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき，その他必要があると認めるときは，その生徒に対し出校停止を命ずることがある。

第２０条　本校の生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは，これを許可することがある。

第２１条　本校の生徒及び保護者の氏名，住所の変更等身上事項について異動があったときは，すみやかに届け出なければならない。

**第５章　教育課程，課程修了の認定及び卒業等**

第２２条　本校の教育課程は，別表に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成し，学年による区分を設けない単位制の教育課程とする。

第２３条　校長は，各教科に属する科目の単位修得の認定にあたっては，生徒の成績と出席状況により，これを行う。

第２４条　前条の規定により，生徒が本校所定の数の単位を修得し，課程を修了したと認められるときは，卒業証書を授与する。

**第７章　学費**

目次へ

第２７条　本校の学費は，次のとおりとする。(略)

2　本校に在籍する生徒は，出席の有無にかかわらず，所定の学費を定められた期日までに納入しなければならない。

3　休学を許可された者は，授業料に限り，２分の１を減額することができる。

4　本校に在籍する生徒で，正当な理由がなく，かつ，所定の手続きを行わずに授業料等の学費を３カ月以上滞納し，その後においても納入の見込みがないときは，退学を命ずることがある。

5　すでに納入した学費は，一切返還しない。ただし，特別の事情がある場合，校長はその全部又は一部を返還することができる。

**第８章　賞罰**

第２９条　本校の生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず，また生徒の本分に反する行為のあったときは，懲戒処分を行う。

2　懲戒は譴責，停学及び退学とする。

3　前項に定める退学は次の各号の一つに該当する生徒に対して行うものとする。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由なく出席が常でない者

（４）学校の秩序を乱し，その他生徒としての本分に反した者

目次へ

# 【教育課程表】　2023 年度以降入学生　G探究コース

（2023年度入学者より適用）

## 教育課程表（グローバル探究コース）

| 教科等 | 科目 | 標準単位数 | 単位数 | 学校設定科目 | 必履修・選択必修 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | 現代の国語 | 2 | 2 | | ○ |
| | 言語文化 | 2 | 2 | | ○ |
| | 論理国語 | 4 | 4 | | |
| | 文学国語 | 4 | 4 | | |
| | 古典探究 | 4 | 4 | | |
| | 総合国語 | － | 2 | ○ | |
| | 古典総合 | － | 2 | ○ | |
| | 古典講読 | － | 2 | ○ | |
| | 日本の古典芸能 | － | 2 | ○ | |
| 地理歴史 | 歴史総合 | 2 | 2 | | ○ |
| | 地理総合 | 2 | 2 | | ○ |
| | 世界史探究 | 3 | 4 | | |
| | 日本史探究 | 3 | 4 | | |
| | 世界史総合 | － | 2 | ○ | |
| | 日本史総合 | － | 2 | ○ | |
| 公民 | 公共 | 2 | 2 | | ○ |
| | 倫理 | 2 | 2 | | |
| | 政治・経済 | 2 | 2 | | |
| | 国際社会 | － | 2 | ○ | |
| 数学 | 数学Ⅰ | 3 | 3 | | ○ |
| | 数学Ⅱ | 4 | 4 | | |
| | 数学Ⅲ | 3 | 4 | | |
| | 数学A | 2 | 2 | | |
| | 数学B | 2 | 2 | | |
| | 数学C | 2 | 2 | | |
| | 数学研究Ⅰ | － | 2 | ○ | |
| | 数学研究Ⅱ | － | 2 | ○ | |
| | 調査研究の為の数学 | － | 2 | ○ | |
| 理科 | 物理基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| | 化学基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| | 生物基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| | 物理 | 4 | 4 | | |
| | 化学 | 4 | 4 | | |
| | 生物 | 4 | 4 | | |
| | 物理への橋渡し | － | 2 | ○ | |
| | 化学への橋渡し | － | 2 | ○ | |
| | 生物への橋渡し | － | 2 | ○ | |
| | 理科特講 | － | 2 | ○ | |
| 保健体育 | 体育 | 7～8 | 7 | | ○ |
| | 保健 | 2 | 2 | | ○ |
| 芸術 | 音楽Ⅰ | 2 | 2 | | ● |
| | 音楽Ⅱ | 2 | 2 | | |
| | 音楽Ⅲ | 2 | 2 | | |
| | 美術Ⅰ | 2 | 2 | | ● |
| | 美術Ⅱ | 2 | 2 | | |
| | 美術Ⅲ | 2 | 2 | | |

| 教科等 | 科目 | 標準単位数 | 単位数 | 学校設定科目 | 必履修・選択必修 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外国語 | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ | 3 | 4 | | ○ |
| | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ | 4 | 4 | | |
| | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ | 4 | 4 | | |
| | 論理・表現Ⅰ | 2 | 2 | | |
| | 論理・表現Ⅱ | 2 | 2 | | |
| | 論理・表現Ⅲ | 2 | 2 | | |
| | ライティングⅠ | － | 2 | ○ | |
| | ライティングⅡ | － | 2 | ○ | |
| | いろいろな英文を読む | － | 2 | ○ | |
| | 英語で学ぶ日本の文化 | － | 2 | ○ | |
| | 英語圏の言語と文化 | － | 2 | ○ | |
| | 中国語圏の言語と文化 | － | 2 | ○ | |
| | 韓国・朝鮮の言語と文化 | － | 2 | ○ | |
| | ドイツ語圏の言語と文化 | － | 2 | ○ | |
| | フランス語圏の言語と文化 | － | 2 | ○ | |
| | スペイン語圏の言語と文化 | － | 2 | ○ | |
| | イタリア語圏の言語と文化 | － | 2 | ○ | |
| | ランゲージB HL Ⅰ | － | 6 | ○ | |
| | ランゲージB HL Ⅱ | － | 6 | ○ | |
| | ランゲージB SL Ⅰ | － | 4 | ○ | |
| | ランゲージB SL Ⅱ | － | 4 | ○ | |
| 家庭 | 家庭基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| 情報 | 情報Ⅰ | 2 | 2 | | ○ |
| | 情報Ⅱ | 2 | 2 | | |
| 自由選択 | 選択科目 | － | 1～12 | ○ | |
| 国際 | Critical thinking | － | 1 | ○ | |
| | 高大連携 | － | 2 | ○ | |
| | 知の道筋 | － | 2 | ○ | |
| | 地球市民Ⅰa | － | 1 | ○ | ○ |
| | 地球市民Ⅰb | － | 1 | ○ | ○ |
| | 地球市民Ⅱ | － | 2 | ○ | ○ |
| | Project-based Learning | － | 2 | ○ | |
| 総合的な探究の時間 | | 3～6 | 3 | | ○ |
| ホームルーム活動 | | － | 3 | | ○ |
| 学校外学修 | | － | 1～8 | | |

(1)芸術は、「音楽Ⅰ」又は「美術Ⅰ」のうち、いずれか1科目を選択する。（●印）
(2)教科「自由選択」科目「選択科目」は2023年度より開講し、2020年度入学者より適用する。
(3)「学校外学修」は2023年度より開講し、2020年度入学者より適用する。

目次へ

# 【教育課程表】　2024 年度以前入学生　IB コース

## 教育課程表（ＩＢコース）

| 教科等 | 科目 | 単位数 | 学校設定科目 | 必履修・選択必修 |
|---|---|---|---|---|
| 国語 | 現代の国語 | 2 | | ○ |
| | 言語文化 | 2 | | ○ |
| | ランゲージA HL | 12 | ○ | □ |
| | ランゲージA SL | 8 | ○ | □ |
| 地理歴史 | 歴史総合 | 2 | | ○ |
| | 地理総合 | 2 | | ○ |
| | ヒストリー HL | 12 | ○ | □ |
| | ヒストリー SL | 8 | ○ | □ |
| 公民 | 公共 | 2 | | ○ |
| 数学 | 数学Ⅰ | 2 | | ○ |
| | 数学A | 2 | | |
| | マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ HL | 12 | ○ | □ |
| | マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ SL | 8 | ○ | □ |
| 理科 | 物理基礎 | 2 | | ○ |
| | 化学基礎 | 2 | | ○ |
| | 生物基礎 | 2 | | ○ |
| | バイオロジー HL | 12 | ○ | □ |
| | バイオロジー SL | 8 | ○ | □ |
| | ケミストリー SL | 8 | ○ | □ |
| 保健体育 | 体育 | 7 | | ○ |
| | 保健 | 2 | | ○ |

| 教科等 | 科目 | 単位数 | 学校設定科目 | 必履修・選択必修 |
|---|---|---|---|---|
| 芸術 | 音楽Ⅰ | 2 | | ●┐ |
| | 美術Ⅰ | 2 | | ●┘ |
| | ヴィジュアル・アーツ　HL | 12 | ○ | □ |
| | ヴィジュアル・アーツ　SL | 8 | ○ | □ |
| 外国語 | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ | 2 | | ○ |
| | 論理・表現Ⅰ | 2 | | |
| | ランゲージB HL | 12 | ○ | □ |
| | ランゲージB SL | 8 | ○ | □ |
| 家庭 | 家庭基礎 | 2 | | ○ |
| 情報 | 情報Ⅰ | 2 | | ○ |
| 自由選択 | 選択科目 | １～8 | ○ | |
| 国際 | Critical thinking | 2 | ○ | |
| 総合的な探究の時間 | 総合的な探究の時間 | 1 | | ○ |
| | セオリー・オブ・ナレッジ | 4 | ○ | ○□ |
| | クリエイティビティ・アクティビティ・サービス | | | □ |
| | イクステンディド・エッセイ | | | □ |
| ホームルーム活動 | | 3 | | ○ |

(1)芸術は、「音楽Ⅰ」又は「美術Ⅰ」のうちから、いずれか1科目を選択する。（●印）
(2)「ランゲージA」、「ヒストリー 」、「マセマティックス:アナリシス・アンド・アプローチズ」、「バイオロジー」、「ケミストリー」、「ヴィジュアル・アーツ」、「ランゲージB」、「セオリー・オブ・ナレッジ」、「クリエイティビティ・アクティビティ・サービス」、「イクステンディド・エッセイ」については、国際バカロレア機構の定めるディプロマ・プログラムに基づいて選択する。(□印)
(3)「ランゲージA」は「日本語:文学」、「ランゲージB」は「English」

目次へ

# 【教育課程表】　2025 年度以降入学生　IB コース

（2025年度入学者より適用）

## 教育課程表（ＩＢコース）

| 教科等 | 科目 | 標準単位数 | 単位数 | 学校設定科目 | 必履修・選択必修 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | 現代の国語 | 2 | 2 | | ○ |
| | 言語文化 | 2 | 2 | | ○ |
| | ランゲージA HL | － | 12 | ○ | □ |
| | ランゲージA SL | － | 8 | ○ | □ |
| 地理歴史 | 歴史総合 | 2 | 2 | | ○ |
| | 地理総合 | 2 | 2 | | ○ |
| | ヒストリー HL | － | 12 | ○ | □ |
| | ヒストリー SL | － | 8 | ○ | □ |
| 公民 | 公共 | 2 | 2 | | ○ |
| 数学 | 数学Ⅰ | 3 | 2 | | ○ |
| | 数学A | 2 | 2 | | |
| | マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ HL | － | 12 | ○ | □ |
| | マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ SL | － | 8 | ○ | □ |
| 理科 | 物理基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| | 化学基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| | 生物基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| | バイオロジー HL | － | 12 | ○ | □ |
| | バイオロジー SL | － | 8 | ○ | □ |
| | ケミストリー SL | － | 8 | ○ | □ |
| | フィジックス HL | － | 12 | ○ | □ |
| | フィジックス SL | － | 8 | ○ | □ |
| 保健体育 | 体育 | 7～8 | 7 | | ○ |
| | 保健 | 2 | 2 | | ○ |

| 教科等 | 科目 | 標準単位数 | 単位数 | 学校設定科目 | 必履修・選択必修 |
|---|---|---|---|---|---|
| 芸術 | 音楽Ⅰ | 2 | 2 | | ●┐ |
| | 美術Ⅰ | 2 | 2 | | ●┘ |
| | ヴィジュアル・アーツ HL | － | 12 | ○ | □ |
| | ヴィジュアル・アーツ SL | － | 8 | ○ | □ |
| 外国語 | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ | 3 | 2 | | ○ |
| | 論理・表現Ⅰ | 2 | 2 | | |
| | ランゲージB HL | － | 12 | ○ | □ |
| | ランゲージB SL | － | 8 | ○ | □ |
| 家庭 | 家庭基礎 | 2 | 2 | | ○ |
| 情報 | 情報Ⅰ | 2 | 2 | | ○ |
| 自由選択 | 選択科目 | － | 1～8 | ○ | |
| 国際 | Critical thinking | － | 2 | ○ | |
| 総合的な探究の時間 | 総合的な探究の時間 | 3～6 | 1 | | ○ |
| | セオリー・オブ・ナレッジ | | 4 | ○ | ○□ |
| | クリエイティビティ・アクティビティ・サービス | － | | | □ |
| | イクステンディド・エッセイ | － | | | □ |
| ホームルーム活動 | | － | 3 | | ○ |

（1）芸術は、「音楽Ⅰ」又は「美術Ⅰ」のうちから、いずれか1科目を選択する。（●印）
（2）「ランゲージA」、「ヒストリー 」、「マセマティックス：アナリシス・アンドアプローチズ」、「バイオロジー」、「ケミストリー」、「フィジックス」、「ヴィジュアル・アーツ」、「ランゲージB」、「セオリー・オブ・ナレッジ」、「クリエイティビティ・アクティビティ・サービス」、「イクステンディド・エッセイ」については、国際バカロレア機構の定めるディプロマ・プログラムに基づいて選択する。（□印）
（3）「ランゲージA」は「日本語:文学」、「ランゲージB」は「English」

目次へ

# 試験心得（定期試験）

1．試験等に関する留意事項

(1)試験開始後 20 分以上遅刻した場合、原則として入室できない。試験当日は、不測の事態に対応できるよう、早めに登校すること。

① 電車・バスの遅延により遅刻した場合でも、20 分以内の遅刻については特別な扱いはしない。

② 電車・バスの遅延により 20 分を超える遅刻が生じるおそれのある場合は、必ず試験開始前までに学校に電話で連絡すること（遅延の状況が一定数以上の生徒に影響するものであるとき、教務部で確認し、特別の対応をとる場合がある）。

(2)自身の試験時間以外は、1 号館・4 号館・パブリックスペース(私語厳禁)で過ごすこと(試験時間中、2 号館の教室棟は立ち入り禁止です。HR 教室やロッカーへも行けません)。

(3)試験会場では、掲示・配信されている座席表にしたがって着席すること。

(4)試験開始から 30 分経過しており、かつ試験終了時刻の 5 分以上前であれば、答案を提出し途中退室することができる。答案の提出を希望する場合は、挙手し試験監督に伝えること。

(5)試験中は机の中にはいっさい物を入れてはいけない。机の中が空になっているか、机の上に書き込みがないか、試験開始前に必ず点検すること（机の中に物を残している場合や机の上に書き込みがある場合は、「不正行為」とみなす)。

(6)筆記用具・時計（計算・通信機能をもたないもの）以外のものは、すべて鞄にしまうこと（鞄にしまっていない場合には、「不正行為」とみなす)。その際、電子機器（スマートウォッチ等も含む）は電源を切ること。使用したいもの（ティッシュ等）がある場合は、監督に申し出ること。腕時計を使用する場合は、机の上に置くこと。

(7)試験中は筆箱・下敷き・定規・計算機等の使用は原則できない。ただし、事前に科目担当教員から「使用可」の指示説明があったものを除く。試験中は生徒間の筆記用具・定規等の貸借を禁ずる。

(8)試験中はひざ掛け・帽子の着用は原則できない。

(9)試験中に体調不良が生じた場合には、すみやかに監督に申し出ること。

(10)不正行為をしてはならない。評価機会における不正行為に対しては厳しく対処する。

※不正行為とは、試験中、授業内で実施される小テストにおけるいわゆるカンニング行為（机の上への書き込み、カンニングペーパー・電子機器等の所持・使用、他の受験者の答案の窃視、試験時間を超過しての回答、試験時間中の私語、など)、課題、提出物（論文・レポート、研究・調査のまとめ等々）における「剽窃」「盗用」、試験後の「改竄」行為等を指す。これらが発覚した時点で、当該の試験、課題・提出物の評価は 0 点とする。

目次へ

２．定期試験を受験できなかった場合の届出について

(1)何らかの理由により試験を受けられなかった場合には、その試験の実施日を含めて 3 日以内に「欠席届」(または「遅刻・早退届」) を、アドバイザーを通じて、または直接、教員室教務部席に届けること。

(2)「欠席届」(または「遅刻・早退届」) については、以下の内容を網羅していること。

〇ペン書きであること（鉛筆書きは不可）

〇届提出日

〇クラス・クラスター、学籍番号、生徒氏名

〇欠席した日時限、欠席した科目名

〇欠席・遅刻の理由

※必要に応じて「医療機関を受診したことがわかる書類（薬の説明書、領収書、調剤明細書等）の写し」等の証明書類を求めることがある。

〇保護者署名、保護者印

※所定の欠席届を使用する場合、余白に欠席した試験の「時限」「科目名」を記載してください。

# 欠講の時の課題について

授業開始後 10 分を経過して担当の先生が教室に来ない場合は，Classroom の連絡を確認すること。連絡がない場合には，事務室の学務窓口まで課題をとりに行くこと。

# 遅刻・早退・欠課についての規定

1990 年 2 月 15 日改訂
1990 年 4 月 1 日実施
2024 年 4 月 2 日改訂

１．50 分授業の場合

①20 分までの遅刻は、遅刻 1 回とする。

②20 分を超えた遅刻は欠課 1 時間とする。

２．50 分授業を 2 コマ連続して行う場合

1 の①②に加えて以下の通りとする。

③50 分を超え 70 分までの遅刻は欠課 1 時間および遅刻 1 回とする。

④70 分を超える遅刻は欠課 2 時間とする。

※早退は遅刻に準ずる。

目次へ

「服装規定」と「日常生活の諸注意」は，長い間にわたる生徒会のとりくみによって，細かい規定を徐々になくし最少限の規定にしぼられてきたものです。この規定の根底には，生徒の自覚と良識に対する学校の信頼があることを理解して，生徒の一人一人が自主規律の精神で生活することが期待されています。

# 服装規定

本校では学校生活に適した服装を着用することとする（女子の学生服を含む)。

※式典時の服装については，その都度，生徒からの要望も考慮して，学校として判断する。
※体育時の服装，その他の施設利用の際の履き物については，学校の指示に従うこと。

# 日常生活の諸注意

１．高校で学習するのに適した身だしなみで登校すること。
２．アルバイトをする場合は，本人と家庭で相談して判断すること。(「休暇中の旅行とアルバイトについて」参照。)
３．離校時間は下記のとおりとする。

平日（授業等のある日）の場合
夏季時間（４月～10 月）　18：10
冬季時間（11 月～３月）　17：40
日曜・休暇中等（授業等が設定されていない日）の場合　16：00

(1988 年 12 月，一部改訂)
(1992 年３月，６月一部改訂)
(1993 年７月，12 月一部改訂)
(1999 年４月，一部改訂)
(2004 年３月，一部改訂)
(2008 年３月，一部改訂)
(2010 年３月，一部改訂)

４．授業時間帯は次のとおりとする。
通常授業：月～金曜日は８時 55 分～16 時 40 分。

１時限前半　８：５５～　９：４５
１時限後半　９：４５～１０：３５
２時限前半　１０：４５～１１：３５
２時限後半　１１：３５～１２：２５
昼休み　１２：２５～１３：１０
３時限前半　１３：１０～１４：００

目次へ

３時限後半　１４：００～１４：５０
４時限前半　１５：００～１５：５０
４時限後半　１５：５０～１６：４０

※登校した後に、一時的に校外に出る場合は、学校の管理下とはみなさない。そのため、日本スポーツ振興センターの「災害救済給付」の補償対象外となるため留意すること。

# 届出規定

**〔欠席届等〕**

欠席等の届出の要領は下記の通りである。

尚，届出の様式は別記に従う。

１．欠席する場合は，事前に届を出して許可を得るか，当日，電話またはｅメッセージアプリ(Web)で欠席連絡をすること。
　尚，病気欠席７日以上の場合は，診断書を添えること。

２．忌引の場合は下記の日数について休むことができる。
　両親の場合　６日以内
　二親等（祖父母・兄弟）の場合　３日以内

３．遅刻・早退をする場合は，事前に届を出すこと。健康上の理由で早退したい生徒は保健室の指示を受けること。

〔住所変更届等〕

１．住所，電話番号，保護者，姓名（本人・保護者）等の変更があった場合は，所定の用紙ですみやかに学校に届け出ること。

２．校具・備品の借用や破損の届は，所定の用紙を使って，事務室に届け出ること。

〔クラブ等の活動について〕

クラブ等の活動に関する基本的な届ときまりは下記の通りである。

１．校内での活動は３日前，校外での活動は５日前までに生徒会に活動届を提出し，許可を得ること。

２．早朝（８：10～８：45)，昼休み，及び休日等における活動は規定の範囲内で認められるが，その都度活動届を提出し，許可を得ること。

３．定例日以外の時や，割り当て教室以外の場所を使用したい時は，事前の確認が必要である。

４．活動終了後，離校時間前に活動日誌を日直の先生に提出し，離校の確認を受けること。

目次へ

# 学校において予防すべき感染症罹患時の出席停止について

感染症に罹患した場合には、学校に電話で連絡を行ってください。学校保健安全法施行規則第 18 条に規定される感染症については、出席停止とします。その場合、学校保健安全法施行令 7 条により、学校設置者への報告が必要となりますので、以下の手続きを行ってください。

## Ⅰ．新型コロナウィルス感染症罹患時の出席停止について

### １．出席停止の手続き

①新型コロナウィルス感染症に罹患した場合、必ずお電話で学校にご連絡ください。

※欠席アプリでの届け出は行わないでください。

②主治医が治癒の判断を行った場合以外は、添付の表で療養期間を確認し、登校可能となってから登校してください。登校する際には「感染症による欠席届」に必要事項を記入して持参し、保健室に提出してください。その際、A 医療機関を受診したことがわかる書類（領収書、調剤明細書等）の写し、または、B 市販の検査キット等での検査結果がわかるもの（写真の場合はキットに検査日・氏名を記載し、パッケージと一緒に撮影すること）を添付してください。「感染症による欠席届」は本校ホームページ（リンク）からダウンロードできます。

※定期試験を欠席する場合には、必ず医療機関を受診し、「A 医療機関を受診したことがわかる書類（薬の説明書、領収書、調剤明細書等）の写し」を提出してください。

### ２．出席停止の期間

発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 1 日を経過するまで。

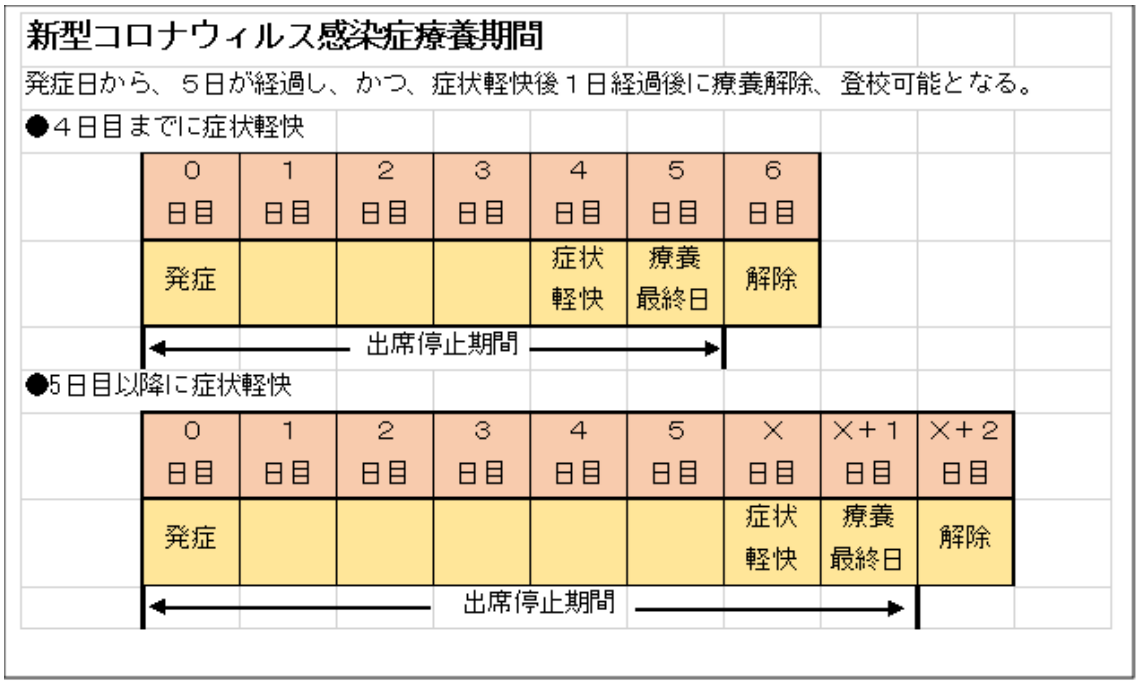


（但し、主治医が治癒したと判断した場合はこの限りではありません。）

目次へ

## Ⅱ．インフルエンザ罹患時の出席停止について

１．出席停止の手続き

①インフルエンザに罹患した場合、必ずお電話で学校にご連絡ください。

※欠席アプリでの届け出は行わないでください。

②主治医が治癒の判断を行った場合以外は、添付の表で療養期間を確認し、登校可能となってから登校してください。登校する際には「感染症による欠席届」に必要事項を記入して持参し、保健室に提出してください。その際、A 医療機関を受診したことがわかる書類（領収書、調剤明細書等）の写し、または、B 市販の検査キット等での検査結果がわかるもの（写真の場合はキットに検査日・氏名を記載し、パッケージと一緒に撮影すること）を添付してください。「感染症による欠席届」は本校ホームページ（リンク）からダウンロードできます。

※定期試験を欠席する場合には、必ず医療機関を受診し、「A 医療機関を受診したことがわかる書類（領収書、調剤明細書等）の写し」を提出してください。

２．出席停止の期間

発症後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。

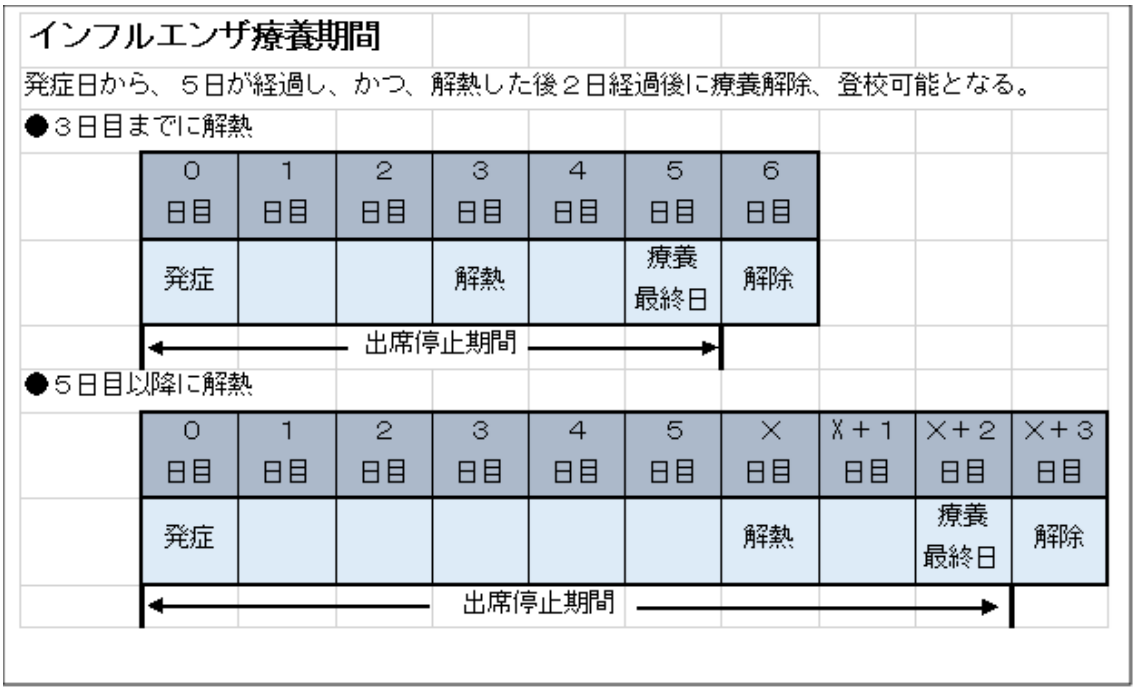


（但し、主治医が治癒したと判断した場合はこの限りではありません。）

## Ⅲ.上記以外の感染症罹患時の出席停止について

１．出席停止の手続き

①上記以外の学校保健安全法施行規則第十八条に規定される感染症について罹患した場合、必ずお電話で学校にご連絡ください。

※欠席アプリでの届け出は行わないでください。

目次へ

②主治医の判断（もしくは、【参考】「学校保健安全法施行規則」第十九条による判断）により、登校可能となってから登校してください。登校する際には「感染症による欠席届」に必要事項を記入して持参し、保健室に提出してください。その際、医療機関を受診したことがわかる書類（領収書、調剤明細書等）の写しを添付してください。「感染症による欠席届」は本校ホームページ（※）からダウンロードできます。

【参考】「学校保健安全法施行規則」より

第三章　感染症の予防

（感染症の種類）

第十八条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一　第一種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二　第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳(せき)、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三　第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

２　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次　の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

目次へ

ロ　百日咳(ぜき)にあっては、特有の咳(せき)が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ　麻しんにあっては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ　流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(ちょう)が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ　風しんにあっては、発しんが消失するまで。

ヘ　水痘にあっては、すべての発しんが痂(か)皮化するまで。

ト　咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

チ　新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

三　結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

# 欠席届（願）

年　　月　　日

法政大学国際高等学校

学 校 長　　殿

年次　　組・クラスター　　番

生 徒 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の生徒は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため

＿＿月 ＿＿日（＿＿）　より＿＿月＿＿日（＿＿）　まで

＿＿＿＿日間欠席いたしますので（いたしましたので）お届けいたします
（ご許可願います）。

保護者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（保証人）



目次へ

# 遅刻届（願）
# 早退届（願）

年　　月　　日

法政大学国際高等学校

学 校 長　　殿

年次　　組・クラスター　　番

生 徒 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の生徒は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため

＿＿月 ＿＿日（＿＿）午前・午後　　時　　分まで（より）

遅刻・早退いたしましたのでお届けします
（いたしますのでご許可願います）。

保護者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（保証人）



目次へ

年　　月　　日

法政大学国際高等学校長殿

# 感染症による欠席届

下記の医療機関での診断の結果、

1．新型コロナウイルス感染症　　2．インフルエンザ　　3．麻疹（はしか）

4．流行性耳下腺炎（おたふく風邪）　　5．風疹（三日はしか）

6．水痘（水疱瘡）　　7．咽頭結膜熱（プール熱）　　8．流行性角結膜炎

9．その他（　　）

により、所定の期間療養するよう指示を受けましたので届け出ます。

記

発症日：　　年　　月　　日（　　）

療養期間：　　年　　月　　日（　　）から　　年　　月　　日（　　）

診察医療機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学籍番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※医療機関の受診のわかる書類等を添付します。



目次へ

目次へ

# 通学途中の安全について

充実した学校生活をおくるために，健康や安全に留意することは大切です。道路・電車・バス等，通学途中の公共の場でも，市民としての常識と判断力をもち，安全な行動をとり，危険をなるべく回避できるようにする必要があります。また，安全確保について，日常的に保護者と家庭でも話し合うようにしてください。

通学途中の安全について考える上での留意点を以下に示しますので，参考にしてください。

① 日頃から道路や交通機関等の状況を把握し，時間的ゆとりをもって行動することは，安全確保のためにも重要です。

② 交番・交通機関事務所・公共施設・店舗・公衆電話など待避場所や緊急連絡場所を各自で把握しておいてください。

③ 人通りの少ない道はなるべく避け，危険が予想される場所には絶対に近づかないようにしてください。通学経路の状況や帰宅時間に応じて，防犯ブザー・携帯電話等を携行することも考えてください。

④ 万一，不審者等により危害を加えられそうな状況に遭遇した場合，周囲に大声で知らせ，助けを求め，緊急に避難するなどの自己防衛の行動を臨機応変にとってください。

⑤ 事件・事故等に遭った場合，その状況や特徴等について，警察に報告できるよう努めてください。また被害を目撃した場合，緊急連絡等の可能な被害者支援を行えるよう努めてください。

⑥ 痴漢被害や交通事故に遭って，警察に届け，事情聴取を受けるなどに要した時間については，公欠扱いにするので，慌てずに対処してください。特に交通事故の場合は必ず警察に届け，保護者と学校にはできるだけすぐに連絡をしてください。

# 休暇中の旅行とアルバイトについて

夏休みや，冬休み・春休みは長期にわたって授業や学校行事がなく，学校を離れて家庭を中心にして過ごす期間です。休暇中に旅行やアルバイトを計画している人もいると思います。それらは学校外の個人的なものであり，基本的に家庭の判断でなされることがらであると本校では考えています。但し，生徒のみなさんはまだ全ての責任を自分一人で負えるわけではありませんから、よく考えなければならない問題があります。この点を含めて学校の考え方と手続きについて説明しますので，生徒のみなさんには理解と自覚を求めたいと思います。あわせて，保護者・保証人のみなさまにもご理解とご協力をお願いいたします。

**Ⅰ．休暇中の旅行について**

休暇中に旅行や海水浴，登山などに行く場合は，交通事故や海・山での事故に遭わないように充分に注意して実施してほしいと思います。生徒同士の旅行などについては，保護者間の連絡や判断のもとに安全性を確認して行われるようにお願いしたいと思います。

旅行の学割を申請する場合は，事務室の学務窓口へ申し出て手続きをとってください。必要書類は事務室の窓口にあります。申請して即日の学割発行が可能になりますが，書類には保護者印が必要ですので必ずご確認ください。また事務の開室時間にご注意ください。

**Ⅱ．アルバイトについて**

アルバイトをする際は，休暇期間中に限らず，勉学がおろそかにならないか，健康や生活に支障をきたさないか，働く条件・環境が適切であるかなど家庭でよく話し合って判断して下さい。

特に，働く条件・環境に関しては，労働基準法などの諸法令に反する事例があります。高校生にとって責任が重すぎる仕事や危険を伴う仕事をさせられることにならないように注意してください。労働者としての権利がきちんと保障されているかどうか，怪我をした場合の医療保障などが整備されているかどうかも必ず確かめて労働契約を結んでください。

「友達が行っているから」などの安易な気持ちから始めるのではなく，自分にとってアルバイトがどのような意味があるのかをよく考え，保護者・保証人と十分に話し合ってから始めるようにしてください。

なお，以下の場合は高校生のアルバイトとして望ましくないと思われますので，家庭で判断される場合の参考にしてください。

１．安全や健康上，問題があると思われる場合（危険な業務は法令で禁止されています）
２．一日の労働時間が８時間をこえる場合（法令で禁止されています）
３．勤務時間が午後６時以降に及ぶ場合（午後 10 時以降は法令で禁止されています）
４．夏の休暇中で 20 日以上，冬・春の休暇中でそれぞれ 10 日以上にわたる場合

**Ⅲ．特別学習期間について**

当校では各休暇前に特別学習期間を置いています。この期間には，校外研究や研究旅行，各種研修や講座，ガイダンス，成績のまとめ，教員の諸会議等がおこなわれます。この期間は休暇中に準じた扱いをしますが，旅行やアルバイトなどの個人的なことがらを，学校行事に優先させないようにしてください。

目次へ

# 図書視聴覚室の利用について

**図書室の利用**

【開室時間】　月曜日～金曜日　10：00～17：15

【貸出手続】

生徒証と借りたい本をカウンターに持って来て下さい。データ処理し，貸出期限票に返却日が押されると，貸出完了です。この手続きを怠ると，ＢＤＳが感知し，警告音がなりますので，注意して下さい。電子図書館では、自動で返却されます。

自動貸し出し機を利用して本を借りることも可能です。規則に従って適切に利用してください。

【貸出期間・冊数】

《図　書》

１週間以内です。

貸出冊数は５冊までです。

長期休暇は別に定めます。

《雑　誌》

１泊２日です。

貸出冊数は１冊です。（最新号は貸出しません）

◇希望図書がある場合は，リクエストフォームに入力して送信して下さい。

◇図書を紛失，または汚損した時は個人で購入し，現物で弁償することになります。絶版などの理由で入手できない場合は，その本の金額を現金で納めていただきます。

◇飲食は厳禁です。

◇コピーカードでコピー機が利用できます。

◇貸し出し中の本はカウンターで予約できます。本が返却された時に連絡します。

◇本を延長して借りたいときは、次に予約者がいない場合に限り、貸出期間を 1 週間延長できます。

◇身分証明書の貸し借りをしないでください。また、自分が借りた本を他人に貸さないでください。トラブルの原因になります。

目次へ

# 事務室の利用について

**Ⅰ　窓口受付時間**

時間　　月～金　　９：00～17：00（11：30～12：30 は除く）

**＊夏季休暇中　９：00～16：00**（11：30～12：30 は除く）

注・学校行事日及び土・日・祝日は窓口取り扱いなし。

**Ⅱ　学務窓口**

**①　各種証明書の発行について**

イ　学生割引証明書

学務の窓口に備えてある「学割申込書」に必要事項を記入し，保護者の承認印を受け学務に提出して交付を受けること。

発行は学務に申し込んでから翌営業日以降になる。その際，必ず身分証明書を提出しなければならない。

注　休暇中，学割は原則として発行しないので休暇に入る前にだいたいの予定にそって早目に申し込むこと。

ロ　在学，卒業，卒業見込，成績，調査書等の証明書は証明書発行願に記入し，学務窓口に申し込むこと。調査書は３営業日後、その他の証明書は翌営業日以降に発行する。但し，進学・就職に必要な書類については，進路支援部の指示した順序に従って申し込むこと。

注　各種証明書の発行を依頼した場合，指定された日に受け取ること。不要になった場合はその旨必ず申し出ること。

**③　身分証明書，校章等の再交付について**

再交付願に紛失理由を具体的に記入し保護者及び担任・アドバイザーに承認印を受けた上で学務窓口に申し込むこと。

**Ⅲ　総務窓口**

**①　視聴覚教材・器具の借用について**

所定の用紙（借用願）に記入し，担任またはクラブ顧問に提出すること。

**②　校具破損について**

机，椅子等の備品及びガラス等破損の場合には直ちに担任・アドバイザーまたはクラブ顧問にその理由及び破損状況を報告すること。

**③　教室，校具借用について**

所定の用紙（借用願）に必要事項（借用物件を明確にする。２件以上記入してもよい。）を記入し，５日前の昼休みまでに，担任またはクラブ顧問に提出すること。

注　借用物件が２件以上重なった場合，原則として，先に届け出のあったものを優先する。やむを得ない場合，相互で話し合いの上，決めることもある。

教室の借用については，生徒会に届け出ること。

目次へ

**④　鍵の使用について**

クラブ活動等により，鍵の使用を必要とする者は，事務室窓口で鍵使用カードに記入し，貸出しを受ける。使用後は速やかに返却すること。

鍵の取扱い時間　　Ⅰ　窓口受付時間を参照。

上記以外の時間は守衛室で行う。

注　鍵の持ち帰りは認めない。必ず当日返却すること。

# 保健室の利用について

1．開室時間は，月～金は，８：50 から 17：30 まで，土は，９：00 から 16：00 までとする。

特別学習期間・休暇中は，９：00 から 16：00 までとする。

但し，上記時間以外に突発的事故があった場合は，日直の先生に連絡して指示を受ける。

2．医療処置は，原則として学校内あるいは登下校時に発生した事故について行う。

3．内科的利用については，「健康相談」として行い，内服薬は原則としてあたえない。

4．薬品等の取扱いについては，必ず養護教諭または教員の許可を得て使用する。

5．授業中の利用の場合は，必ず授業担任の教員に申し出て欠課の許可を受けること。

6．保健室を利用する場合は，来室カードに記入すること。

7．学校内で発生した事故に対して病院等で治療を受けた場合は，「日本スポーツ振興センター」に治療費を請求することができる。その手続き業務は保健室で行う。

参考）「災害共済給付制度」の詳細については以下の URL を参照。

・「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規定」

https://www.jpnsport.go.jp/Portals/0/jsc-reiki/H415900020006/H415900020006.html

・災害給付 Web「給付対象範囲」について

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/84/Default.aspx

目次へ

# 生徒会会則

本校生徒会基本方針

１. 現実を正しく認識し, 自己の思想, 人生観, 世界観を建設し, 社会性のある人間となる。

１. 自主独立・民主主義の精神に基づき，あらゆる活動を通して自己を高め，生徒会活動を活発にする。

## 第１章　総　　則

第１条　この会は，法政大学国際高等学校生徒会と称する。

第２条　この会は，本校の全生徒でこれを組織する。

第３条　この会は，会員の自治活動を通じて学校生活をゆたかにすることを目的とする。

第４条　この会は，その目的を達成するため本校の教職員と密接な連絡をとり，その助言を受ける。また顧問は専任教員とする。

## 第２章　生徒総会

第５条　生徒総会は，この会の最高機関であって，全会員でこれを組織する。但し必要に応じて全会員を代表する代議員でこれを組織することができる。この場合，代議員でない会員は自由に代議員大会を傍聴することができる。

第６条　生徒総会常会は，毎年１回年度始めに会長がこれを召集する。

第７条　会長は，次の場合生徒総会の臨時会を召集しなければならない。

１. クラスター長会がその必要を認めた時。

２. 全会員の４分の１以上の要求があった時。

第８条　生徒総会は次の事項を審議する。

１. この会の活動方針の決定。

２. この会の予算及び決算の承認。

３. その他重要な事項。

第９条　生徒総会は，全会員の３分の２以上，または全代議員の３分の２以上の出席がなければ議事を開く事ができない。

②　この議事は出席者の過半数でこれを決し，可否同数の時は議長が決定する。

第 10 条　生徒総会の議長団は，会の開始前に全会員から募り，その承認によって会長が任命する。

## 第３章　総　　務

第 11 条　執行権はこの会則に特別の定めのあるものを除き総務に属する。

第 12 条　総務は次の役員でこれを組織する。

１. 会　　長　１名

２. 副　会　長　１名（体育祭　副実行委員長）

副　会　長　１名（オレンジ祭　副実行委員長）

３. 国際交流係　１名

４. 書　　記　１名

５．文化部体育部連合係・会計係　１名

第 13 条　総務役員は全会員の直接無記名投票により選出される。

第 14 条　会長はこの会の代表として，会員の自治活動の最高責任者となる。

第 15 条　副会長は会長をたすけ，会長に事故ある時その任務を代行する。また，文化祭担当は文化祭副実行委員長を，体育祭担当は体育祭副実行委員長を兼務する。

②　書記は会計事務を除くこの会のすべての事務を行い，生徒総会及びすべての委員会の議事録を管理する。また，web マガジンを担当し，広報活動に努める。

文化部体育部連合係は文化部体育部連合委員会を指導し，各部の向上をはかる。

③　会計係はこの会の会計事務を行い，各部の会計を監査する。

④　国際交流担当は国際交流に関する行事や取り組みの企画運営の中心となる。また，他校との交流の窓口となる。

第 16 条　総務役員の任期は 12 月より翌年 11 月までの１ヶ年とする。

第 17 条　総務役員が辞任しようとする時は，クラスター長会の議長に辞表を提出し，クラスター長会の承認を経なければならない。

第 18 条　総務はクラスター長会が記名投票により総務の不信任の決議案を可決し，または信任の決議案を否決した時総辞任しなければならない。但しこの議決には投票においてその３分の２以上の賛成を必要とする。

第 19 条　前条の場合には総務はあらたに総務役員が選出されるまで引続きその任務を行う。

第 20 条　クラスター長会が記名投票により総務役員の不信任の決議案を可決し，または信任の決議案を否決した時，当該役員は辞任しなければならない。但しこの投票においてその３分の２以上の賛成を必要とする。

第 21 条　総務はその任務を円滑に行うために各行事の実行委員会を設置する。なお，旧広報委員会が担ってきた広報活動及び旧学習環境向上委員会が担ってきた「対話」の取り組みについては総務が中心となって行うこととする。

②　これらの委員は各クラスターで選出方法やその定数は必要に応じて総務が決定する。

③　各委員の任期は４月より翌年３月までの１ヶ年とする。

④　総務役員が同時にこれらの委員となることはできない。

第 22 条　会長は総務を代表してクラスター長会及び文化部体育部連合委員会に議案を提出することができる。

第 23 条　会長は総務を代表してクラスター長会及び文化部体育部連合委員会にこの会の活動状況を報告する。

第 24 条　総務はこの会の運営にあたって必要ある時,細則を定めて施行することができる。但し，その制定改廃はクラスター長会の承認を必要とする。

## 第４章　クラスター長会

第 25 条　議決権は予算決算の承認及び生徒会の運営方針の決定，文化部体育部連合委員会に属するものを除いてはクラスター長会に属する。

目次へ

第 26 条　クラスター長会は，各クラスターから選出されたクラスター長及び副クラスター長でこれを組織し，旧風紀委員会が担ってきた生徒の生活規律についても扱うこととする。

第 27 条　クラスター長，副クラスター長は，すべてのクラスターから選挙により 1 名ずつ選出される。

第 28 条　クラスター長，副クラスター長の任期は 1 ヶ年とし，4 月に選出する。

第 29 条　総務役員が同時にクラスター長，副クラスター長のいずれかとなることはできない。

第 30 条　クラスター長，副クラスター長の辞任または罷免は，その委員を選出したクラスターの承認または議決によらなければこれを行うことができない。

第 31 条　クラスター長会は毎月 1 回以上会長がこれを召集する。

②　クラスター長会の総構成員の 4 分の 1 以上の要求があれば会長はその召集を決めなければならない。

第 32 条　クラスター長会は，その総構成員の過半数の出席がなければその議事を開くことができない。

②　この議事はこの会則に特別の定めのある場合を除いては出席人員の過半数でこれを決し，可否同数の時は議長の決するところによる。

第 33 条　クラスター長会は公開とする。但し，出席人員の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は，非公開とすることができる。

第 34 条　クラスター長会の議長及び副議長はクラスター長会の中で選出し，常任とする。

第 35 条　クラスター長，副クラスター長は，クラスター長会において，議案を発議することができる。

②　議案が発議または提出された時，議長はこれをクラスター長会に掛ける。

第 36 条　クラスター長会には，少なくとも会長または副会長のいずれかが出席し，また，答弁または説明のために出席を求められた総務役員は必ず出席しなければならない。

第 37 条　図書係，保健係は，各クラスターからの有志で構成され，任期は 4 月からの 1 ヶ年とする。

②　各係会の議長団は担当の教員と密接な連絡をとり，この会を円滑に進める。

③　総務役員が同時に図書係，保健係のいずれかとなることはできない。

④　図書係及び保健係は，その総係の過半数の出席がなければ，その議事を開くことができない。

⑤　この議事はこの会則の特別の定めのある場合を除いては，出席係の過半数でこれを決し，可否同数の場合は議長の決するところによる。

⑥　図書係会及び保健係会の議長及び副議長はその係会の中で選出し，常任とする。

⑦　図書係，保健係は，それぞれの所属する係会において，議案を発議することができる。

第 38 条　図書係会，保健係会は，議案をクラスター長会に発議することができる。

目次へ

## 第5章　部　活　動

第 39 条　この会は会員の自治活動の一環として文化・体育の部を設置する。

第 40 条　各部の顧問は本校の専任教員とする。

第 41 条　部の設立，廃止を除き，部活動に属する議案の議決権及びその執行権は文化部体育部連合委員会に属する。

第 42 条　文化部体育部連合委員会はこの会に所属するすべての部から選出された文体連委員でこれを組織する。その定数は各部２名ずつとし，そのうち１名は部長とする。

第 43 条　各部委員の任期は，原則として１ヶ年とし，交替の時期は，文化部体育部連合委員会で確認する。

第 44 条　総務役員が同時に文体連委員を兼ねることはできない。

第 45 条　文体連委員の辞任または罷免は，その委員を選出した部の承認または議決によらなければこれを行うことができない。

第 46 条　文化部体育部連合委員会は毎月１回以上当該議長がこれを召集する。

②　文化部体育部連合委員会の総委員の４分の１以上もしくは会長の要求があれば議長はその召集を決めなければならない。

第 47 条　文化部体育部連合委員会はその総委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

②　この議事は出席委員の過半数でこれを決し，可否同数の時は議長の決するところによる。

第 48 条　文化部体育部連合委員会の議長及び副議長はその委員の互選とし，常任とする。

第 49 条　すべての文体連委員は議案を発議することができる。

②　議案が発議または提出された時，議長はこれを文化部体育部連合委員会に付する。

第 50 条　総務役員はいつでも議案について発言するため文化部体育部連合委員会に出席することができる。また，答弁または説明のため出席を求められた時は出席しなければならない。

第 51 条　文化部体育部連合委員会で決議された事項はすべて会長にこれを報告しなければならない。

第 52 条　会長は必要に応じて文化部体育部連合委員会を召集することができる。

第 53 条　会長は文化部体育部連合委員会の議決が全会員の学園生活に重大な影響があると認めた時，その執行権を停止させ同じ議案をクラスター長会に提出する。

②　会長はクラスター長会が文化部体育部連合委員会の議決と同じ議決をした時，その執行権の停止を解除し，またクラスター長会が文化部体育部連合委員会の議決と異なる議決をした時，協議会を召集して意見の調整をはからなければならない。

第 54 条　協議会はクラスター長会及び文化部体育部連合委員会において互選されたおのおの５名の協議委員でこれを組織し，議長は会長がこれにあたるものとする。

②　協議会は協議委員の３分の２以上の出席がなければ議事を開くことができない。この議事は出席協議委員の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

目次へ

第 55 条　部の設立及び廃止はクラスター長会の議決によらなければならない。

第 56 条　部の設立はすべて次の手続を経るものとする。

② 部の設立を希望する会員は，その内容を記載した要望書に少なくとも 5 名が署名し，会長にこれを提出する。

③ 会長はその要望書を受理したのち，その設立案をクラスター長会に提出しなければならない。その際会長は，文化部体育部連合委員会の意見を聞かなければならない。

④ クラスター長会は審査の結果，その設立の決定を保留するか，もしくはその設立案を否決する。

⑤ クラスター長会がその設立の決定を保留した場合，会長はその設立を希望する会員のグループに対し，最少限の活動が行われるよう必要な措置をとらなければならない。

⑥ クラスター長会は決定保留後適当な期間を経たのちその設立の可否を決する。

⑦ 部の設立及び廃部は，最終的には学校側の判断による。

第 57 条　各部はおのおの部則を定めて施行することができる。但しその部則は，文化部体育部連合委員会に提出しなければならない。

## 第 6 章　会　　計

第 58 条　この会の会計監査はクラスター長会が任命する会計監査委員がこれを行う。

② 会計監査委員は 3 名とし，その任期は 4 月より翌年 3 月までの 1 ヶ年とする。

③ 総務役員及び文体連委員は会計監査委員となる事ができない。

第 59 条　会計監査委員は年に 1 回以上クラスター長会に監査報告をしなければならない。

第 60 条　毎会計年度の予算は総務がこれを作成し，予算委員会に提出してその審議を受け，議決を経なければならない。但しその決定には生徒総会の承認を必要とする。

第 61 条　各部の予算要求書は会長にこれを提出する。

第 62 条　予算委員会はクラスター長会から 3 名，文化部体育部連合委員会から 6 名で選出された予算委員でこれを組織する。

第 63 条　予算委員会の議長はその委員会の中で選出する。

第 64 条　予算委員会は，少なくともクラスター長会からの選出委員が 2 名，文化部体育部連合委員会からの選出委員が 4 名出席しなければ議事を開くことができない。

② この議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数の時は議長の決するところによる。

第 65 条　予算委員会には総務役員が出席しなければならない。

第 66 条　この会の収入支出の決算はすべて毎年総務がこれをクラスター長会及び文化部体育部連合委員会に報告し，次の年度にこれを生徒総会に提出し，承認を得るものとする。

第 67 条　すべて会員は入会金及び会費を納入する義務を負う。

② その金額の決定は生徒総会の議決によらなければならない。

目次へ

第 68 条　この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終るものとする。

**第 7 章　改　　正**

第 69 条　この会則の改正はクラスター長会の総委員の 3 分の 2 以上の賛成で，クラスター長会がこれを発議し，会員に提案してその承認を経なければならない。

②　この承認には会員の投票において過半数の賛成を必要とする。

1991．2．4 一部改正
1992．1．27 一部改正
2008．2．4 一部改正
2010．10．18 一部改正
2017．10．12 一部仮改正

# 生徒会選挙規則

**第 1 章　総務役員の選挙に関する規則**

第 1 条（適用範囲）第 1 章は，生徒会々則に基づき，総務役員の選挙に適用する。

第 2 条（選挙事務の管理）総務役員の選挙に関する事務は，選挙管理委員会がこれを管理する。

第 3 条（選挙管理委員会）選挙管理委員会は，委員各クラスター 1 名を以て組織する。

②　委員は各クラスターで選出する。

③　委員の任期は，4 月より翌年 3 月までの 1 ヶ年とし，毎年 4 月に選出する。

④　委員が総務役員の選挙に立候補する場合，公示前に委員を辞任しなければならない。また，クラスター長・副クラスター長，及び代議員の選挙において選出された場合も，委員を辞任しなければならない。

⑤　議長・副議長は，その委員会の中で選出する。

⑥　委員長は，議長がこれを兼任し，委員会を代表してその事務を統括する。

⑦　委員会の会議は，その委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ，これを開くことができない。

⑧　委員会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数の時は，議長の決するところによる。

第 4 条（選挙権）生徒会々員は，すべて選挙権をもつ。

第 5 条（被選挙権）生徒会々員は，すべて被選挙権をもつ。

第 6 条（選挙期日）総務役員の任期満了による選挙は，その任期の終る日の前 15 日以内に行う。

②　総務役員の選挙期日は，投票日の少なくとも 10 日前に公示しなければならない。

第 7 条（立候補の届出）総務役員の候補者となろうとする者は，選挙の期日の公示があった日から選挙の期日の 5 日前までに，文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

目次へ

第８条（選挙期日の延長）総務役員の候補者が，定員に満たなかった場合，選挙管理委員会は，選挙期日の延期を公示しなければならない。但し，委員会が生徒会活動の当面の運営に支障がないと判断した時には，そのまま選挙を行うことができる。その場合は，選挙後にすみやかに補欠選挙を行わなければならない。

② 前項の場合，選挙管理委員会は，第１学年及び第２学年の各クラスターに候補者を推薦するよう勧告することができる。

③ 選挙期日の延期は，１週間以内とする。

第９条（選挙の方法）選挙は投票により行う。

② 総務役員の選挙は，各役員毎に１人１票とする。会長・国際交流係・書記・文化部体育部連合係・会計係については，投票用紙に書かれている候補者１名の氏名に〇印又は無印を，副会長については候補者２名の氏名に〇印又は無印を記載する。

第 10 条（開票）総務役員の選挙の開票は，投票終了後直ちに各候補者の代理人立会のもとに，選挙管理委員会によって行われなければならない。

第 11 条（無効投票）次の投票は無効とする。

１．選挙人自らが記載し投票しなかったもの。

２．正規の投票用紙を用いなかったもの。

３．第９条に定める方法によらないもの。

４．被選挙権のない者の氏名を記載したもの。

５．〇印のほか他事を記載したもの。

第 12 条（当選人）候補者数が定員数より多い場合，有効投票数の最多数を得た者の上位から定員数までを当選人とする。但し，各役員毎に有効投票数の１／（候補者数＋１）以上の得票を必要とする。候補者数が定員数以下の場合，有効投票数の１／２以上の得票をした者を当選人とする。

第 13 条（告示）当選人が定まった時選挙管理委員会は，直ちに当選人の氏名を告示し，各候補者の得票数を明示しなければならない。

第 14 条（再選挙）当選人がいない時は，第９条に則して再選挙を行う。

第 15 条（補欠選挙）総務役員立候補者が定員に満たない時，当選人が定数に達しない時は，第９条に則して補欠選挙を行う。

第 16 条（繰上補充及び補欠選挙）総務役員の欠員がその選挙の期日から６ヶ月以内に生じた場合において，第 12 条の規定による得票者で当選人とならなかった者がある時，選挙管理委員会は，その者の中で有効投票の最多数を得た者を当選人と定め，その旨告示しなければならない。

② 前項の規定により当選人を定めることができない時，選挙管理委員会は，補欠選挙を行わなければならない。

第 17 条（選挙運動）総務役員の候補者の選挙運動は，選挙管理委員会が指定した期日に行うものとする。

② 選挙運動の内容に関しては，選挙管理委員会の指示に従わなければならない。

③　選挙管理委員は，いっさいの選挙運動をすることができない。

第 18 条（異議申立）選挙の効力に関し異議のある選挙人または候補者は，選挙の日から 5 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議の申立をすることができる。

②　異議の申立がなされた場合，選挙管理委員会は会議を開き，その申立に対して決定をしなければならない。

**第２章　クラスター長，副クラスター長・代議員及び文体連委員の選挙に関する規則**

第１条（適用範囲）第２章は，生徒会々則に基づき，クラスター長，副クラスター長・代議員及び文体連委員の選出に適用する。

第２条（選挙事務の管理）クラスター長，副クラスター長及び代議員の選挙に関する事務は，選挙管理委員会がこれを管理し，文体連委員の選挙に関する事務は，文化部体育部連合委員会がこれを管理する。

第３条（選挙権）生徒会々員は，すべて選挙権をもつ。

第４条（被選挙権）生徒会々員は，次に掲げる者を除き，被選挙権をもつ。

１．クラスター長，副クラスター長及び代議員の選出においては，総務役員の任にある者。

２．文体連委員の選出においては，総務役員の任にある者，並びに部員となって１ヶ月に満たない者。

第５条（選挙期日）文体連委員の任期満了による選出は，その任期の終る日の前 15 日以内に行う。

②　クラスター長，副クラスター長の選出は毎年４月に行う。

③　代議員の選出は，代議員大会の開かれる日の前 10 日以内に行う。

第６条（選出方法）クラスター長，副クラスター長・代議員及び文体連委員の選出は，各クラスター・各部で過半数の賛同を得た方法により行う。但し，この方法は，民主的なものであることを条件とし，各年度の選挙管理委員会・文化部体育部連合委員会で，事前に検討する。

②　代議員に関しては，各クラスターごとに選挙人５名及びその端数に対して１名の割合で選出する。

第７条（選出結果）選出結果は，クラスター長，副クラスター長・代議員については，選挙管理委員会に，文体連委員については，文化部体育部連合委員会に報告されなければならない。

**第３章　改　　正**

第１条（改正）この規則の改正はクラスター長会の承認を必要とする。

1992.　１．23 改正
2005.　11.　16 一部改正
2008.　２．４一部改正
2010.　10.　18 一部改正
2017.　10.　12 一部仮改正

目次へ

# 生徒会文化部・体育部一覧

[文化部]
放送部
美術部
英語部
家庭部
茶道部
華道部
軽音楽部
吹奏楽部
漫画広報部
弦楽部
ゴスペル部

[体育部]
硬式庭球部
バレーボール部
バスケットボール部
バドミントン部
ダンス部
ソフトボール部
陸上競技部
応援部
合氣道部
サッカー部
ソフトテニス部

（２０２４．３．３１時点）

# 生徒会組織一覧

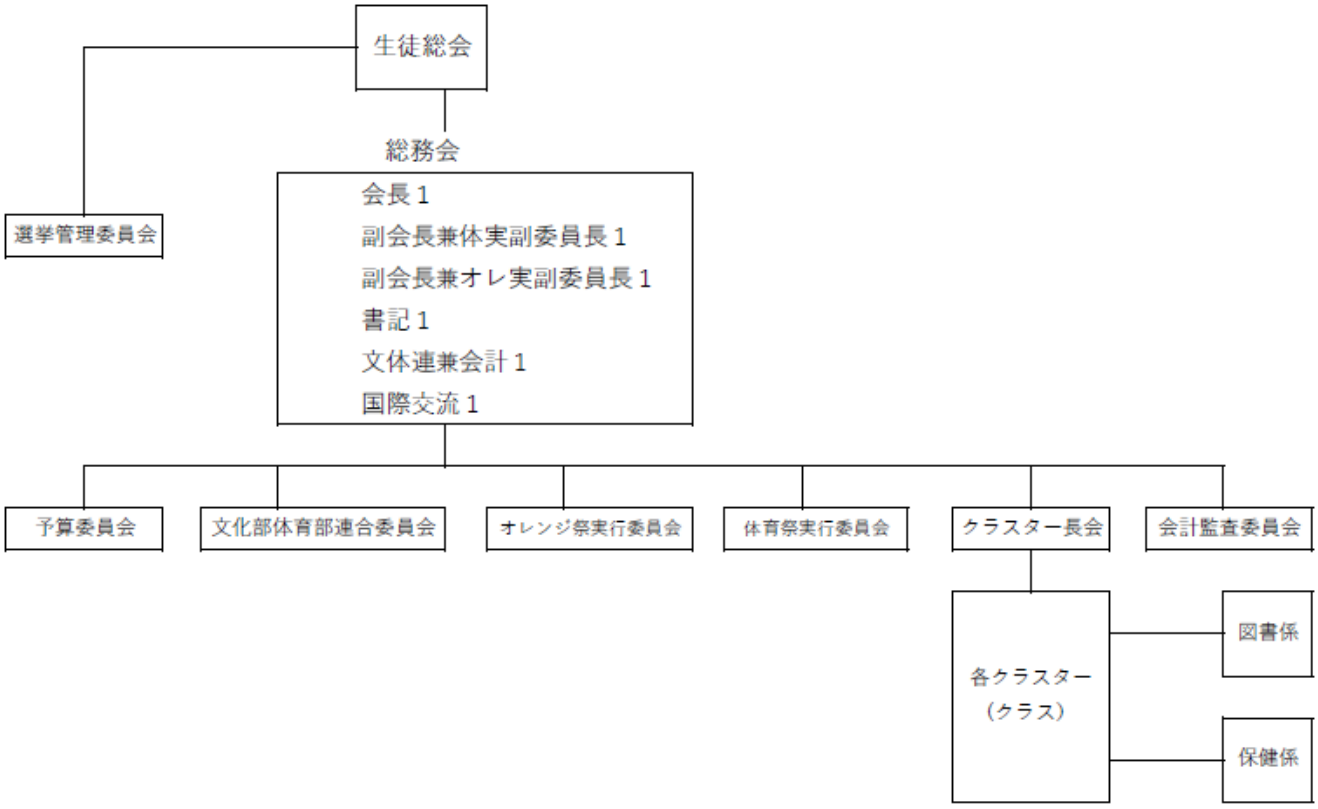

目次へ

# 法政大学女子・国際高等学校同窓会規約

## 第１章　総　　則

第１条　本会は法政女子・国際高等学校同窓会と称する。

第２条　本会は同窓会員相互の連絡と親睦を計り，併せて母校の発展に協力する。

第３条　本会は事務所を横浜市鶴見区岸谷１－13－１法政大学国際高等学校に置き，必要に応じて支部を設ける事ができる。

## 第２章　事　　業

第４条　本会はその目的のために次の事業を行う。

イ　会員相互の親睦

ロ　会報及び本会会員名簿の作成

ハ　母校及び後輩への援助，協力

ニ　その他必要と思われる諸事業

## 第３章　会　　員

第５条　本会は下記の会員を以て組織する。

イ　通常会員　法政女子・国際高等学校卒業生は卒業と同時にすべて会員となる。また，同校に１年以上在学したもので本人が希望した場合は会員となる資格を有する。

ロ　特別会員　潤光学園卒業生，母校関係職員

ハ　客　　員　母校関係教職員退職者

ニ　学校長はその就任と同時に本会の名誉会長となる。

## 第４章　役　　員

第６条　本会を運営するために下記の役員を置く。

イ　会　長　１名　通常会員中より互選する。

ロ　副会長　３名　通常会員中より互選する。

ハ　会　計　２名　会長が副会長，幹事の承認を得て委嘱する。

ニ　書　記　２名　会長が副会長，幹事の承認を得て委嘱する。

ホ　顧　問　若干名　会長及び役員会の推薦により選出する。

ヘ　幹　事　若干名　通常会員の各期より選出する。

第７条　会長，副会長，会計，書記の任期は４月１日より３年間とし再任を妨げない。

第８条　会長は本会を代表し，会務を統一する。副会長は会長を補佐し，会長が欠員の時は会長の会務を遂行する。

第９条　幹事の選出方法，任期は各期に一任する。

## 第５章　会　　合

第 10 条　総会は３年に１回開催し，この会の重要事項を審議する。総会の決定は出席者の過半数以上の同意を要する。

第 11 条　役員会は会長が随時これを招集する。役員会の決議は出席者の過半数以上の同意

を要する。

**第6章　会　　費**

第 12 条　入会金は卒業時に納入する。また，同窓会会費は 5 年毎に徴収する。入会金の額は役員会で検討し，総会の決定を以て決定する。

第 13 条　会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとし，会報において収支決算報告をなすものとする。

**第7章　会計監査**

第 14 条　会計監査役 2 名を通常会員より互選する。

**付　　則**

1）本会則の改正は，総会においてこれを決定するものとする。

2）この規約は平成 16 年 5 月 15 日より適用する。

目次へ

# 自然災害により交通機関が不通になった場合の措置について

2008 年 6 月 30 日
（2018 年 4 月一部改訂）
（2024 年 2 月一部改訂）

地震・台風・大雨・大雪などの自然災害のために交通機関が不通になった場合，本校では生徒諸君の居住区域が広範囲にわたっておりますので，通学途上の安全を配慮して下記のような措置をとることにしますのでお知らせいたします。

以下の①～⑤いずれか一つでも不通となった場合は、その後の復旧状況により 1 ～3 の措置をとる。

①ＪＲ東海道線の品川駅から横浜駅間を含む区間
②ＪＲ京浜東北線の品川駅から横浜駅間を含む区間
③ＪＲ横浜線の東神奈川駅から新横浜駅間を含む区間
④京浜急行線の品川駅から横浜駅間を含む区間
⑤相模鉄道線の西谷駅から横浜駅を含む区間

上記の①～⑤の開通した時刻によって、授業開始時刻を定めます。

１．午前 6 時の時点で開通していたとき、通常通り授業を開始する。
２．午前 10 時の時点で開通していたとき、3 限より授業を開始する。
３．午前 10 時の時点で開通しなかったとき、当日は休校とする。

〔注〕

ア）緊急時には，緊急メール，学校のホームページで連絡・指示を行うことがあります。その場合，１～３の判断基準よりも緊急連絡の内容が優先されます。

イ）上記以外の他線が回復せずどうしても登校ができない場合，あるいは状況により通学が危ぶまれる場合は，無理して登校しないでください。後日、「登校ができない」と判断した具体的な状況、「通学が危ぶまれる」と判断した具体的な状況を記した届を書面で教務部に提出してください。提出された届の内容を元に学校として出欠の判断を行います。

ウ）大規模地震の警戒宣言が出た場合は，別にお知らせした「大規模地震予知情報『警戒宣言』が発令された場合の措置について」に従います。

エ）交通機関のストライキについては，別に指示します。

目次へ

# 大規模地震予知情報「警戒宣言」が発令された場合の措置について

1992 年 5 月 18 日

1978 年（昭和 53 年）12 月,「大規模地震対策特別措置法」が施行され，これに基づき 1979 年（昭和 54 年）8 月 7 日，静岡県を中心とした「強化地域」が指定されました。神奈川県においても茅ヶ崎市以西の 8 市 11 町がこの指定を受けました。横浜市（学校所在地）は現在この「強化地域」からは除外されていますが，仮に東海地方に大地震（予想規模はマグニチュード 8 以上，震度 6〈烈震〉以上）が発生した場合には横浜市は震度 5〈強震〉以上の地震が予想されています。

本校では「警戒宣言」が発令された場合の措置を，あらかじめ下記のように定めましたのでお知らせいたします。

「警戒宣言」が発令された時点から，これが解除されるまでを休校とする。

〔注〕

1．生徒が在宅中の場合は，解除されるまで自宅で待機すること。（解除後の始業の指示はクラスの連絡網によって行う）

2．生徒が登・下校中の場合は，責任ある機関（駅・警察・消防署等）の指示を受け，ただちに帰宅すること。

3．在校中の場合は，生徒は学校の指示に基づき速やかに離校し，帰宅すること。但し強化地域に指定された地区の生徒は，あらかじめ学校に提出した避難先に避難することになる。

目次へ

# 参考　２０２５年度　「クラブ活動のきまりと要望」

**０．はじめに**

本校の部活動は生徒会自治活動の一環と位置づけられ、部単独の判断や基準で活動することはできない。活動、運営に当たっては学校と生徒会活動とが協同して運営の「きまり」を確認し、そのルールに則って取り組まれてきた。ここに 2025 年度の「クラブ部活動のきまりと要望」を提示する。生徒会・文化部体育部連合委員会においては、これを確認し、民主的な部活動運営が執り行われるよう、よろしくお願いしたい。

**Ⅰ．日常活動について**

１．クラブ活動の位置づけについて

a）クラブ活動は生徒会の組織活動の中に位置づけられている。生徒会会則、文化部体育部連合委員会（以下、文体連）での討議を遵守、尊重すること。

b）各部員は、部活動のために日常活動を怠らないよう心掛けること。

・学校生活の中では、学習活動（授業）が、次に学校行事、HR や委員会活動が部活動に優先する。

・従って、各部は部員の学習活動・学校行事や HR 委員会活動を保障し、生徒会全体の役員や係等の仕事を積極的に行おうとする、その意志を尊重しなければならない。

２．活動日の設定について

a）授業がある平日（月曜～金曜日）の活動は、放課後 4 回分までの枠内で行う。夏期は 16 時 45 分から 18 時 00 分、冬期は 16 時 45 分から 17 時 30 分まで、下校時刻の 10 分前までを活動時間とする。各部員の放課後の HR 活動、委員会活動等への参加を妨げてはならない。

b）授業がない平日の活動時間は、年間を通して 9 時 10 分から 15 時 50 分まで、下校時刻の 10 分前までを活動時間とする。

c）土曜日の活動時間について、夏期・冬期とも 9 時 10 分から 15 時 50 分までとする。

d）日曜日の活動は原則できない。ただし、公式戦や発表会を 10 日以内に控えている場合に活動（練習試合等を含む）を認める。活動に当たっては部顧問と相談し、部員の負担のない範囲で行なう。時間帯は夏・冬期ともに 9 時 10 分から 15 時 50 分までとする。日曜日は学校日直が置かれていいないため、部顧問（またはこれに代わる教員）の引率を必要とする。

e）祝日は基本的に「国民の休日」であり、学校の活動は出来ない。部活動については、公式戦（高体連・文体連が主催する大会。）を 10 日以内に控えている、何らかの事情で通常の活動が出来ない状態にあった等々の理由・事情がある場合、年間で「2 回」まで活動を認める。活動に当たっては部顧問と相談し、部員の負担のない範囲で行なう。祝日は学校日直が置かれていないため、部顧問（またはこれに代わる教

員）の引率が必要である。

f）朝、昼練習は、学校が認める大会や発表会（公式戦。または、それが無い場合は公式戦に準ずる大会・発表会）を控えた部活動のみ、その 10 日前から 3 回まで設定することができる。但し、1 日のうちに朝練習、昼練習、放課後の練習の 3 つを連続して行うことは出来ない。ミーティングについては、面談・HR・委員会活動を妨げない限りにおいて、昼休みに行うことができる。認められた昼練習・活動は 12 時 30 分から 13 時 00 分までとする。

朝の開門は 8 時 00 分、それ以前の登校は控えること。朝練習は 8 時 10 分から 8 時 45 分まで、昼練習は 12 時 30 分から 13 時までとする。それぞれ授業に遅れることがないようにすること。

g）試験前については、定期試験の 1 週間前から試験終了時まで活動禁止とする。（※ 1 期の定期試験に関しては、変更の場合があるので学校からの指示に従うこと）。TB テストについては、当日試験終了時までを活動禁止とする。基礎的思考力判定試験については、前日から試験終了時までを活動禁止とする。その他、状況により臨時に活動を禁止する場合がある。学校からの連絡指示に従うこと。

h）平日、土、朝・昼練習の活動は、文体連の民主的な調整のもとで行うこと。

## II．長期休暇中の活動について

1．長期休暇中（春休み、夏休み、冬休み）の土・日曜日の活動は原則認められない。

2．春休み中の活動については、文体連連合委員会での調整に従うこと。

3．GW 中の活動については、休み明けの 10 日以内に学校が認める大会や発表会を控えているクラブのみ、学校と文体連で調整を行なった上で最大 2 日の範囲で活動を認める。活動に当たっては部顧問と相談し、部員に負担のない範囲で行なう。GW 中は学校日直が置かれていないため、部顧問（またはこれに代わる教員）の引率が必要である。

※2025 年度は 4/30,5/1,2 は通常通りの活動が可能であるため、原則 5/5,6,10,11 に大会や発表会を控えている部活動に限って、4/29,5/3,4 のうち半日 2 回までの活動を認める。半日を 1 回とし、終日活動の場合は 2 回とする。

4．夏休み中の活動について

基本的に土・日曜日、また学校の夏期休業期間中(2025 年度については 8/13～8/19 の間)の活動はできない。夏期休業期間中以外の夏休み中の活動については、学校が認める大会・発表会等を除き、25 回まで認める（半日を 1 回とし、前半・後半連続の活動は 2 回と見做す)。練習試合もこの回数の中に含まれる（午前・午後の活動の場合は 2 回)。設定については文体連の調整に従うこと。

なお、この期間の土曜活動は基本的に不可だが、公式試合前日、調整の結果で平日の活動場所が無くなってしまった場合、また他校との練習会や練習試合などやむを得ない事情がある場合のみ特別に認める。これらの活動に当たっては、部顧問と相談し、部員の負担のない範囲で行なう。土曜日は学校日直が置かれていないため、部顧問（また

はこれに代わる教員）の引率が必要である。

5．Ⅲ期末から冬休み（2025 年度については 12 月 2 日～1 月 6 日）中の活動について。

a）学校の冬期休業期間中（2025 年度については 12/27～1/6 の間)、また日曜日は活動できない。

b）特別学習期間から冬期休業期間開始前まで（2025 年度については、12 月 3 日～26 日）については文体連の調整により活動できる。但し、休み明けの 10 日以内に学校が認める大会や発表会を控えているクラブを優先とし、日直が置かれない日については顧問、またはこれに代わる教員の引率が必要である。活動時間は、9 時 10 分から 15 時 50 分までとする。

**Ⅲ．部活動以外の有志団体設立希望届および活動について**

有志個人・集団として活動を行う場合は、以下の手順により活動が認められる。

1．活動の目的・趣旨、内容、希望する活動場所・日時、参加者名、担当教員名を記載した「有志団体設立希望届」（用紙、書式は自由）を生徒会総務に提出する。学校の安全管理上、活動には担当教員が必要である。有志個人・団体は、自主的に引き受けてくれる担当教員を探し、「届け」の提出は当該教員の了解のもとで行うこと。

2．総務会に提出された「有志団体設立希望届」を学校でも確認した上で、活動が認められる。安全管理上の問題等から、活動内容について再検討を要請することがある。また、活動自体を認めないこともある。

3．学校が認めた特別例外的な活動以外、校外での活動は出来ない。

4．活動場所について「活動届」を提出する際に記載した場所で活動することができる

5．認定後の活動については、部活動同様に V.「各届について」に則って行うこと。

**Ⅳ．例外的な活動について**

Ⅰ～Ⅲに当たらない、例外的な活動を行う必要があるときは、顧問、担当責任者教員と事前に確認の上、遅くとも活動を希望する 10 日前までには「要望書」を提出し、学校の許可を得ること。

**Ⅴ．各届（「活動届」「借用願」）について**

1．校内での「活動届」は活動予定日の 3 日前までに（間に休日が入る場合はその日数分だけ前に)、校外での活動は 5 日前までに提出すること。

2．他校との練習試合、合同練習を行なう場合は活動届を提出すること。

3．「活動届」は、顧問と内容を確認し、顧問印の捺された用紙を生徒自治課外活動担当教員に提出すること。

4．事前に調整確認した定例日・場所以外で活動をする場合の「活動届」の提出にあたっては、次の点に注意すること。

a）学校の施設（教室、体育館や校庭等）を使用する場合は、その旨を明記すること。

b）音楽室、調理室、理科実験室等を使用する場合は、当該の学科主任または責任者の了解を得た上で提出すること。

c）会議室・面接室・ホール・視聴覚教室等については、「活動届」の提出後に、教員室備えの「会議室・特別教室等使用一覧」に必要な記載を行うこと（記載は、顧問・活動団体担当教員による）。視聴覚機材を使用する場合は顧問・活動団体担当教員が責任を持つこと。

d）試合・大会などの場合は、その要項を添付すること。

5．学校の備品を使用する場合は「借用願」を、顧問・活動団体担当教員を通じて事務室に提出すること。

## Ⅵ．活動する上での諸注意

1．施設使用上の注意

a）活動終了後、使用した教室等について、清掃、整頓、消灯（エアコンの電源を切る）を行う。

b）施設、設備を破損した場合は、ただちに顧問・活動担当教員（不在の場合は日直）と事務室に連絡し破損届を提出する。

c）特別教室等の鍵を借り出した時には、活動終了後すぐに返却する（事務室が閉室の時には警備員室に返却する）。

d）施設、設備の使用が重なった時は、互いに調整し合う（定例活動を優先とする）。

e）部活内、部活動間の連絡に学校の緊急放送設備は使用しない。

2．活動場所について

a）活動は文体連合委員会で確認をした定例場所、ならびに活動届によって許可された場所で行う。

b）体育館下の通路は、雨天時の活動以外は使用できない。雨天時は、防御ネットで通行のスペースを確保し、安全を確認した上で行う。

3．音だし、声だしについて

近年、学校近隣からの騒音等の苦情が続いている。活動に当たっては、必要以上に大きな音を出すことのないよう気をつけ、また周辺の迷惑となるような活動になっていないかどうか、常に点検をしてほしい。朝練習の際には特別の許可を得た場合を除き、音出し・声出しは禁止する。

4．全体的なマナーについて

社会のルール、学校の規則を守り、他人の迷惑になるようなことをしない。例えば、登校時間前や下校時刻前後に正門前に部員が固まっているなど、通行の大きな支障にもなっている。また特に帰宅時の電車内のマナーなど、個人としても、また部全体でもきちんと考えてほしい。

5．運営上の諸注意　民主的なクラブ運営を目指して

集団主義的・同調的なあり方ではなく、全部員が個として尊重され、またお互いを尊重

しあって、民主的に活動する部活動を目指す。

a）定期的に顧問も交えてミーティングを開き、部の運営が民主的に行われているか点検すること。

b）部長、文体連委員は委員会に出席し、生徒会全体の取り組みの中で運営すること。

c）年間計画を必ず作成し、計画外の活動を行う必要がある場合は、かならず顧問・担当教員を交えてミーティングを行うこと。

d）生徒の入・退部の自由を保障し、生徒会で確認された以下の「退部規則」を遵守すること。

集団でプレッシャーをかけることを禁止する。無理な引き留めを禁止する。強制的な呼び出しを禁止する。本人の意志を尊重する。

e）部内の役員選出は、生徒会の選挙規定に則って、民主的に行うこと。

f）校内で活動した日は、活動終了後（下校時刻に間に合うよう）すぐに「活動日誌」を日直に提出し、確認印をもらうこと。

6．会計について

a）生徒会活動費、部費の管理をしっかり行うこと。

b）予算希望提出、決算報告の際には顧問・担当教員と部員全体とで確認すること。

7．その他

部で揃いのユニフォーム等を作成する場合、部費等の額を変更する場合は、生徒単独で判断し動くのではなく、かならず顧問と話し合い確認を取った上で行うこと。顧問は現金の取り扱いは行わない。すべてを販売業者に直接か、または銀行等への振り込みによって処理することになるので、作成・変更に当たっては十分に整理整備したうえで行うこと。

以上

目次へ

# 法政大学一覧

| | |
|---|---|
| **市ヶ谷キャンパス** | **102-8160 東京都千代田区富士見２－１７－１** |
| 法学部 | 03-3264-9323 |
| 文学部 | 03-3264-9324 |
| 経営学部 | 03-3264-9332 |
| 国際文化学部 | 03-3264-9345 |
| 人間環境学部 | 03-3264-9327 |
| キャリアデザイン学部 | 03-3264-9341 |
| GIS | 03-3264-5805 |
| デザイン工学部 | 03-5228-1347 |
| **大学院** | **162-0843　東京都新宿区市谷田町 2-15-2** |
| **多摩キャンパス** | **194-0298　東京都町田市相原町 4342** |
| 経済学部 | 042-783-2503 |
| 社会学部 | 042-783-2379 |
| 現代福祉学部 | 042-783-2806 |
| スポーツ健康学部 | 042-783-3003 |
| **小金井キャンパス** | **184-8584　東京都小金井市梶野町 3-7-2** |
| 理工学部 | 042-387-6033 |
| 生命科学部 | 042-387-6026 |
| 情報科学部 | 042-387-6023 |
| 中学高等学校 | 0422-79-6230 |
| 第二中・高等学校 | 044-711-4321 |
| 国際高等学校 | 045-571-4482 |